

四日市市上下水道局の電力調達に係る環境配慮方針

平成26年6月6日制定

(目的)

第1条 本方針は、四日市市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、上下水道局が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は上下水道局が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 基本項目
 - ① 二酸化炭素排出係数
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
- (2) 加点項目
 - ① グリーン電力証書の上下水道局への譲渡予定量
 - ② 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み

(評価)

第5条 上下水道局が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「四日市市上下水道局環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を「四日市市上下水道局環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、四日市市上下水道事業管理者に提出する。

2 管理部長は電気事業者から提出された様式1「評価項目報告書」の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

(入札資格)

第6条 入札資格は、次のとおりとする。

- (1) 第4条(1)の①から③に定める基本項目を、別表1「評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。
基本項目の評価点が70点に満たない場合、第4条(2)の①から②に定める加点項目の得点を加えた合計点数が70点以上であること。
- (2) 前年度において、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）」第8条第1項の勧告を受けていないこと。

(落札資格の確認)

第7条 管理部長は、各電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(委任)

第8条 この方針に定めるもののほか、この方針の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

別表1 「四日市市上下水道局環境に配慮した電力調達契約評価基準」

環境評価基本項目	区分	配点
① 平成24年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(CO ₂ 排出係数) ※1 [単位]kg-CO ₂ /kWh	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.525 未満	35
	0.525 以上 0.550 未満	30
	0.550 以上	25
② 平成24年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 平成24年度の再生可能エネルギー導入状況	1.50%以上	15
	0.75%以上 1.50%未満	10
	0%超 0.75%未満	5
	活用していない	0
上記①から③の合計	—	100
環境評価加点項目	区分	配点
④グリーン電力証書の四日市市上下水道局への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された平成24年度の調整後排出係数をいう。なお、前述の係数がない場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の平成24年度の係数とする。

※2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。(算定方式)

$$\text{平成24年度の未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{平成24年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成24年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（FIT法で定める新エネルギーに該当するものを除く）
- ③高炉ガス又は副生ガス

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した値をいう。

- ①平成24年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）
- ②平成24年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))。
（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

(算出方式)

$$\text{平成24年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{平成24年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(①+②)(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)(kWh)}}$$

※4 グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得たものが落札した場合、落札後、電力の供給開始の1ヶ月前までの間にグリーン電力証書を四日市市上下水道局に譲渡することとする。具体的には、グリーン電力証書の発行を行ったものが、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等において、四日市市上下水道局に譲渡する。書類等がある場合も譲渡することとする。

なお、グリーン電力証書はグリーンエネルギー認証センター（旧グリーン電力認証機構）が認証したものであって、発電施設が三重県内に存するものとする。

※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式 1

平成 年 月 日

四日市市上下水道局環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

四日市市上下水道事業管理者

住所または所在地：

商号または名称：

代表者職・氏名：

印

四日市市上下水道局が行う電力調達契約の入札に参加したいので、四日市市上下水道局環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表 1）により算定した点数等を記載し提出します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 平成 24 年度における環境評価項目に関する数値

(1) 基本項目

環境評価基本項目	自社の基準値等	点数	確認資料
1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 [kg-co2/kWh]			
未利用エネルギーの活用状況 [%]			算出根拠書類
再生可能エネルギー導入状況 [%]			算出根拠書類

(2) 加点項目（評価点の合計点数が 70 点以上の場合は省略可とする。）

環境評価加点項目	譲渡予定量等	点数	確認資料
グリーン電力証書の四日市市上下水道局への譲渡予定量 [%]			証書の写し等

環境評価加点項目	取組みの有無	点数	確認資料
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み			証明書类等

合計 (1) + (2)			
--------------	--	--	--

2 平成 24 年度において、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第 8 条第 1 項に基づく勧告の有無。

有・無

※1 1 の「自社の基準値」「譲渡予定量」及び「点数」には別表 1 により算出した値を記載すること。

※2 1 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E-Mail	